

後見センターレポート vol.2 1 (令和2年1月)



かーくん

成年後見人の選任について

1 最高裁と専門職団体との議論の状況 ～ 後見人の選任について ～

国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年閣議決定）では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善するため、家庭裁判所において、ご本人の生活状況等を踏まえ、ご本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策を検討するものとされました。これを受けて最高裁判所は、平成30年6月以降、専門職団体との間で後見人の選任の在り方について意見交換を行い、平成31年1月、全国の家庭裁判所にその内容を情報提供しました。

（最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方）

① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任

- ・親族等の候補者がいる場合は、選任の適否（親族間で意見が対立しているなどの事情がないかどうかなど）を検討。
- ・ご本人のニーズや後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮。

② 中核機関等による親族後見人の支援の必要性

親族等候補者に適格性があると判断されるときは、中核機関等の支援のもとで後見人として選任する。中核機関等の後見人支援機能が充実していない場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討する。

③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し

ご本人のニーズ、課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う。

2 東京家庭裁判所後見センターの運用

Q 親族候補者が後見人に選任されることは、少ないのですか？

最高裁判所が公表している統計数値によると、ご本人の親族が後見人に選任される割合は、年々低下しています。しかしこれは、親族を後見人候補者とする申立てが年々減少していることが大きく影響しているものと考えられます。実際には、親族が後見人候補者とされているケースで、その候補者が選任されない案件の方が、むしろケースとしては少数です。

親族候補者が選任されなかった主な事例としては、親族間に意見の対立があるケース、ご本人が親族候補者の選任に反対しているケース、候補者がご本人の財産を投資等により運用する目的で申立てをしているようなケース、候補者が健康上の問題や多忙などのため適正な後見事務を行い得ないと判断されるケースなどがあります。

このほか、専門性の高い課題が見込まれるケース、候補者とご本人との間で利益が相反する行為（遺産分割協議など）が予定されているケース、候補者が後見事務に自信がないケース、専門職による支援を希望したケースなどでは、親族候補者を後見人に選任したうえで、専門職を、後見人として又は後見監督人として併せて選任することがあります。他方で、例えば課題が解決した後は、不正防止の必要性なども考慮のうえで、専門職後見人又は後見監督人が辞任し、親族後見人のみで以後の後見事務を行う形態へ変更することもあります。